

議案第19号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する奨励金の支給に係る誤表示による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

米子市 企業

2 和解の要旨

県は、損害賠償金2,800,000円を支払うものとする。

3 和解の理由

鳥取県新規・成長分野雇用創出奨励金の支給対象となる労働者の範囲について問い合わせた和解の相手方に対し、鳥取県西部総合事務所所属の職員が、支給の対象となる要件を誤って教示した。

これにより、奨励金が支給されることを前提として新たに労働者を雇用した和解の相手方に対し損害を与えたことから、損害賠償について和解しようとするものである。